

質問と回答(9月1日更新)

番号	質問内容	回答
1	対象の食品事業者等はどういった事業者を想定していますか	製パン業者や製麺業者をはじめ、菓子店、街のパン屋など、新商品の開発から販売まで行える事業者を対象とします。米粉を使用した料理を提供する飲食店も対象です。また、米粉をバイオマスプラスチックの原料として使用するなど、食品以外の用途についても事業の対象とします。県内に事業所(本社や支社等)を有していれば、事業規模の大小は問いません。
2	応募後の事業の流れを教えてください。	1. 一般公募で集まった新商品企画について、9月下旬頃に一次審査(書類審査)を行い20事業者を選定します。 2. 選定された20事業者に対し、試作品の開発に係る経費を、上限200万円まで助成します(10/10)。事業期間は10月から12月上旬を予定しています。 3. 12月の最終審査(試食等による審査)で、20事業者の試作品の中から特に優れた3事業者を選定します。 4. 選定された3事業者に対し、新商品の開発・販売開始に係る経費の1/2以内を、上限500万円まで助成します。事業期間は1月から3月上旬です。
3	どういった経費が助成対象になるのか教えてください。	別紙参照。
4	自社で製造・販売していない商品であれば、市場で既に販売されている類似商品が存在していてもかまいませんか。	米粉の需要を拡大する観点から、これまで市場に販売されていないような新商品の開発が望ましいですが、応募事業者がこれまでに製造・販売していない商品であれば応募可能です。
5	自社で製造・販売している商品に改良を加えた場合は対象になりますか。	既存の商品に改良を加えて、新たに商品を開発した場合も対象とします。事業実施計画の2-(2)-②「新商品の説明」欄に、既存商品との違いを記載してください。
6	現在、福岡県産以外の米粉を使用した商品を販売しています。材料を福岡県産米粉に代えただけでも新商品に該当しますか。	現在販売している商品の米粉を福岡県産米粉に代えただけでは新商品には該当しません。
7	県産米粉はどこで手に入りますか。	県産米粉を取り扱っている製粉業者等を紹介しますので、お問い合わせください。おつて、製粉業者等の連絡先をお伝えいたします。
8	事業実施計画書の書き方を教えてください。	新商品の製造・販売開始に係る経費の助成対象事業者に選定されること(最終審査で3事業者に選定されること)を想定して、実施計画書を作成してください。できるだけ具体的に記述いただくのが望ましいですが、事業費については、概算で構いません。記入欄が足りない場合は、適宜、行を追加してください。
9	事業実施期間(3月上旬まで)に新商品の販売まで行わなければいけませんか。	事業実施期間内での商品の正式販売は必須ではありません。ただし、最終審査で選定された3事業者につきましては、次年度以降、確実に販売を開始していただく必要があります。
10	新商品の開発、製造のために、既存の機械を改良する経費は助成の対象になりますか	本事業の実施のために必要な機器の改良を行うための経費は補助の対象となります。ただし、取得価格が1件50万円未満のものに限ります。

番号	質問内容	回答
11	新商品の開発、製造のために、古くなった既存の機械を更新する経費は助成の対象になりますか	単なる更新を行う場合は補助対象外です。 本事業の実施のために必要な機器の改良を行う場合や、新たに機器を整備する場合は、助成の対象になります。ただし、取得価格が1件50万円未満のものに限ります。
12	公募要領において、補助対象経費として「検討会の開催」、「専門家への相談」とありますが、会場使用料や外部有識者謝金等が対象ということでしょうか。また、謝金規定等はあるのでしょうか。	会場使用料および外部有識者謝金等も対象経費となります。 謝金規定については、特にありませんが、常識の範囲内で支出してください。
13	公募要領において補助対象経費として「市場調査」とありますが、調査の外注費を補助対象経費としてみとめられるのでしょうか。	調査の外注費も対象経費となります。
14	公募要領において、「新商品の製造・販売のための機器整備(但し、取得価格が50万円未満のものに限る)」とありますが、1点につき50万円未満。予算の範囲内で複数の機器・整備は可能ですか。	1点につき50万円未満であれば、複数の機器・整備は可能です。ただし、新商品の開発・販売開始に必要な機器・整備に限ります。
15	交付要綱第17条2において、「事業により取得した価格が1件50万円以上の機械及び器具」とありますが、公募要領の要件と矛盾するのではないですか。	交付要綱第17条2については、「福岡県補助金等交付規則」第20条(財産の処分の制限)において知事が定めるものを示しており、本事業は50万円未満であるため対象外となることを意味します。
16	ある事業者が考案した米粉商品を別の食品事業者に製造してもらうことを考えている。対象となるか。	補助金交付要綱第3条別表に、事業実施主体の要件として「新商品の開発・販売を行う意思があり、的確に実施することができる事業者」としていますので、新商品の考案だけを行い、製造・販売は他社に外注するような場合は対象になりません。 ただし、試作品を考案した食品事業者Aが、専用の製造機械を所有していないため食品事業者Bに製造を委託し、販売はAが行うような場合は対象とします。その場合、A、Bともに県内に事業所を有する食品製造事業者等とします。
16 更問 8/29 追加	(番号16の続き) 試作品やテスト販売用の商品の製造を、食品事業者Bに委託する場合の委託料は対象経費となるのか。対象経費となる場合、事業実施計画(様式第1号)はどのように記入すればよいか。	試作品やテスト販売用の商品の製造のみを、食品事業者Bに委託する場合の委託料も対象経費とします。 (事業実施計画(様式第1号)への記入方法) 別紙3の「取組内容」の④「試作用原料の調達」と⑦「テスト販売用原料の調達」の備考欄に、「製造は株式会社〇〇社(福岡県〇〇市)へ委託」とご記入ください。 また、5の「事業費の負担区分」の項目は、(1)試作品の開発経費助成では④の「試作用原料の調達」、(2)新商品の製造・販売開始に係る経費助成では⑤の「テスト販売用の原料の調達」に事業費をご記入してください。

8月25日追加

番号	質問内容	回答
17	事業実施計画(様式第1号)の記入例が欲しい。	県ホームページに掲載している「10 事業実施計画書の記入例」をご覧ください。
18	50万円以上の機械購入は自費で購入しても問題ないか。	問題ありません。
19	玄米・うるち米・雑穀米の粉も対象となるか。	玄米やうるち米を粉にしたものも対象となります。 雑穀米の粉も対象となりますが、雑穀のみを粉にしたものは対象としないのでご注意ください。雑穀米を使用する場合、事業実施計画書の米粉の使用割合及び目標の米粉使用量については、雑穀米に含まれる県産米の割合を勘案して算出してください。

番号	質問内容	回答
20	新商品開発案が複数あれば1事業者が複数の申請を行って良いのでしょうか？	可能です。 ただし、公募要領第8のとおり、1次審査で助成対象者を20者選定することとしていますので、複数の申請をされた場合でも、採択されるのは1申請のみとなります。 もし、ひとつの申請で複数の商品を開発したい場合は、事業実施計画(様式第1号)の別紙 2(2)「新商品の概要」の①「米粉を使用した新商品の名称」、②「新商品の説明」、③「商品に使用する米粉の割合」を、開発する商品の数だけ記入していただくことになります。例えば、商品Aについて①～③を記入した後に、商品Bの①～③を記入します。ただし、複数の商品を開発する場合でも、助成金の上限額は、1事業者あたり試作品開発で200万円、商品化で500万円とします。
21	食品事業者向けに、原料となる米粉の開発を検討しています(例○○に適した米粉の開発)。この場合、最終商品の開発(BtoC)ではなく、原材料の開発(BtoB)になりますが、事業の対象となりますか。	開発した原料を使った商品(最終商品)まで開発していただくのが望ましいですが、食品事業者向け(BtoB)の原料開発も対象です。 ただし、原材料の開発だけでは、その特性が分かりにくいので、もし試作品開発を支援する20事業者に選定された場合には、最終審査時に、開発した原料を使った商品と既存原料を使った商品を提出するなど、特性が比較できるものをご準備ください。
22	食品事業者以外が食品事業者と共同で応募することは可能でしょうか？	補助金交付要綱第3条別表に、事業実施主体の要件として「新商品の開発・販売を行う意思があり、的確に実施することができる事業者」としていますので、新商品の開発・販売を行う事業者が代表となり申請を行えば共同申請は可能です。ただし、いずれも県内の事業者とします。 共同申請の場合は、事業実施計画(様式第1号)の別紙2(1)事業実施主体名に、参加する事業者を連名で記入してください。定款の写しや役員構成員等の添付書類については、参加事業者すべてで提出が必要です。 なお、審査の結果、助成対象者に選定された場合は、代表事業者に助成金を交付いたします。
23	法人化していない個人事業者です。応募の際に添付するようになっている事業実施主体の定款等の写しや役員構成員がわかる書類がありませんが、どう対応したらよいのでしょうか。	法人化していない個人事業者で、定款がない場合は、提出の必要はありません。その際は、事業実施計画(様式第1号)の別紙2(1)事業実施主体名の記入欄に、「個人事業者のため定款なし」と追記してください。 役員構成が分かる資料については、氏名等を入力する用紙(事業実施計画書の参考様式(構成員名簿))をホームページに掲載しましたので、そちらをご利用ください。

8月29日追加(番号16にも追加の質問を掲載しています)

番号	質問内容	回答
24	米粉の購入先が県外の製粉業者でも応募可能か。	福岡県産米の米粉であれば、県外の製粉業者から購入した場合も対象となります。
25	農業生産法人も応募可能か。	県産米粉を使用した新商品の開発と販売を行うのであれば応募可能です。

9月1日追加

番号	質問内容	回答
26	商談会・展示会への出展経費は対象となるのか。	開発する新商品に係る商談会や展示会への出展経費も対象とします。 (事業実施計画(様式第1号)への記入方法) 出展を計画している事業者は、事業実施計画(様式第1号)の3の「取組内容」の⑧「広告宣伝」に、『○○商談会への出展』と記入してください(出展する商談会や時期が決まっている場合は、具体的に記入してください)。 また、商談会の出展に係る経費(旅費、会場借料、会場設営費など)は、5の「事業費の負担区分」の(2)新商品の製造・販売開始に係る経費助成の⑥「広告宣伝」に計上してください。

別紙 対象経費の事例(9/1に赤字部分を追加しました)

取り組み		事業内容の例	細目の例	備考
1	検討会の開催	・関係者や専門家を招き、新商品の検討会を開催する	会場借料、会場設営費、印刷製本費、原材料費、通信運搬費、委員旅費、謝金	
2	市場調査	・図書及び参考文献を購入する	資材購入費	新聞、定期行物等、広く一般に定期購読されているものは対象外
		・試作品に対する消費者の評価を調査する	謝金、委託費、役務費、原材料費	
		・消費者ニーズ把握のためのアンケート調査の実施	調査旅費、賃金、委託費、役務費	
		・消費者ニーズに関する検討会を実施する	会場借料、調査旅費、消耗品費	
		・テスト販売の実施	会場借料、会場設営費、広告・宣伝費、委託費、役務費	テスト販売とは、期間を限って試験的に新商品を販売し、商品仕様、消費者の反応等を測定・分析し、本格的な製造・販売活動につなげるための事業
3	専門家への相談	・専門家から知見の提供を受ける	謝金、委員旅費	
4	試作用原料の調達	・試作品の製造を行う	原材料費、通信運搬費、消耗品費、委託費	
5	成分分析	・成分分析・検査等を行う	委託費、役務費、借上費、備品費、原材料費	
6	パッケージ、ラベルデザインの作成	・パッケージの加工・設計・デザインを作成する(試作パッケージ用の包材費、版代、型代等を含む)	印刷製本費、委託費、役務費	販売するためにパッケージを量産する費用は補助対象外
		・ラベルデザインを作成する(試作ラベル用の紙代、版代、型代等を含む)	印刷製本費、委託費、役務費	
7	テスト販売用の原料の調達	・テスト販売用の商品を製造する	原材料費、通信運搬費、消耗品費、委託費	認知度向上等を目的として相当数を製造する場合は対象外
8	広告宣伝	・開発する商品のマーケティングツール(パンフレット、動画、写真、WEBサイト等)の作成・配布	委託費、役務費、印刷製本費、広告・宣伝費	
		・開発する新商品を商談会・展示会へ出展する	旅費、会場借料、会場設営費	
9	機器整備	・試作品や新商品の開発に必要な機器や設備を導入する	整備費	取得価格が50万円未満のもの
		・試作品や新商品の開発に必要な機器や整備を改良する	整備費	取得価格が50万円未満のもの